公共施設予約システム

利用者登録時の区分について

◆「個人」と「団体」の違いについて

個人利用：基本的に一人での利用を指します。例えば自習や一人での楽器練習などが該当します。

団体利用：グループや組織での利用を指します。例えば、会議室を借りてのミーティング、趣味のグループ、習い事、部活、サークル、学校、会社等の複数人単位で施設を利用される場合や、スポーツ施設でのチーム練習などが該当します。

「団体」登録の場合は、代表者の情報のほかに、「団体名」および「連絡先（代表者以外の方）」の登録が可能です。

「個人」と「団体」いずれの場合も、予約受付期間や利用料金に違いはありません。ただし、マイナンバーカードを利用して新規利用者(ID)登録する場合は、ひとつの ID の登録しかできません。（一人または一つの団体が複数の ID を持つことはできません）。

◆「市内」と「市外」の違いについて

利用者登録時の市内・市外区分については以下の基準で判定します。

区分	市内扱いとなる条件	市外扱いとなる条件
個人	箕面市在住、在学、在勤のかた	左記以外のかた
団体	団体メンバーの半数が箕面市在住、在学、在勤の団体	左記以外の団体

注意事項

- 市内・市外の区分によって利用料金や予約受付期間に違いがあります。登録の際には、正確な情報をご提供いただきますようお願いします。